

## 月例総会議事録

- 1 召集日時 平成29年 8月17日 (木)
- 2 開会日時及び場所  
平成29年 8月17日 (木) 午後 3時05分  
防府市役所 1号館 3階南北会議室
- 3 閉会日時 平成29年 8月17日 (木) 午後 3時58分
- 4 委員氏名

### (1)出席者 (17名)

(1番) 石川 眞平 (3番) 中山 博祐 (4番) 宇多村史朗 (5番) 井元 均  
(6番) 吉本 典正 (7番) 木原 伸二 (8番) 古谷 修造 (9番) 光井 憲治  
(10番) 田村 正信 (11番) 石田 卓成 (12番) 熊安 悦子 (13番) 鹿角 清美  
(14番) 池田 圭介 (15番) 原田 道昭 (16番) 内田 成男 (17番) 三輪 栄一  
(18番) 藤井 伸昌

### (2)欠席者 (1名)

(2番) 池田 静枝

### 5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	中谷 純一
〃 事務局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	中司 朱美

### 6 提出議案及び報告事案

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について  
議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について  
報告第55号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報告第56号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
報告第57号 農地法第18条但し書きの規定による合意解約について  
報告第58号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第59号 農地法施行規則該当転用届について

報告第60号 現況証明書の発行について

## 7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

3番 中山 博祐委員

4番 宇多村史朗委員

---

午後3時05分開会

○事務局 ただいまから8月の月例総会を開会いたします。

本日の月例総会に欠席との連絡がありました委員は、池田静枝委員お一人でございます。

なお、出席委員さんは、過半数を超えております。会議規則第6条の規定によりまして、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただき、引き続き、議長として議事の進行をお願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、3番の中山博祐委員さん、4番の宇多村委員さんをお願いします。よろしく願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページをご覧ください。

議案第39号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されており、4件とも所有権の移転です。目的は経営基盤の安定、農業経営の本格化、規模拡大、耕作便利がそれぞれ1件ずつです。別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いします。

○藤井会長 申し出が遅れましたけれども、初めての委員さんが多いということで、ここでお伝えしておきます。

この議会の内容は、テープに録音されます。後で議事に起こさなければいけませんので、御意見、質問がおありのときには、御自分の番号と名前を言ってから発言されるようお願いいたします。

それでは、議案第39号、1番、地元委員さん説明をお願いします。

○7番 7番、木原です。

議案第39号の1は、———の農地を———が購入するという案件です。8月9日に現地確認と譲り受ける———にお話を聞きました。場所は、———の東側境界より、10mくら

いのところにあります。——は米を中心に——おり、——で活躍されています。

申請地は——の祖父の代から借り受けて耕作していたのですが、このたび——のほうから、ぜひ譲りたいとお話があり、譲受けになりました。今回の調査は、農地法第3条第2項に基づき検討しました。

まず、全部効率利用要件ですが、機械の所有状況、作業する人数等、全て資料に記載しているとおりでした。農作業常時従事要件ですが、主に夫婦で年間を通して作業されており問題ないと思います。下限面積はクリアしております。地域との調和要件につきましては、支障はないと思います。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全て満たしていると判断できます。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。

御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決いたします。賛成の方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さんお願いします。

○3番 3番、中山です。

議案第39号2の2は所有権移転の申請です。これは——、おじい様からお孫様の——に譲り渡すという件です。8月10日に現地確認及び調査を行いました。

現地は、——周辺に点在しております。御自宅から歩いて回れる範囲で、農業しやすいかと思っております。聞いたんですけど、もう既におじい様のもとでネギをつくっておられまして、ちょうど行ったときも、調整作業されておりました。農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず第1号の全部効率要件について譲受人は耕作要件、農機具の保有から見て適切だと判断しました。納屋等も確認しまして、書かれているとおりの機械が置いてありました。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積要件ですが満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、現地を確認しましたところ、ほかのところよりもきちっと除草作業

等をされておりましたので、そこら辺も問題ないかと思えます。

以上のことから農地法第3条第2項には該当せず、許可要件を満たしていると判断します。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見がある方お願いします。

○11番 何か息子さんがこの辺でネギをやるって。

○3番 3番、中山です。——かどうかちょっとわからないんですけど、———ということで訪ねましたので。済みません。

○事務局 そうです。

○会長 少し以前からやられている。貴重な若手の新規就農者ということで、これからもみんなで育てていきたいと思えます。まだJAにも、青年部にも入っていただければと。

○11番 おじいちゃんから引き受けなので、新規就農の開始型がとりにくいかもしれないんですけど。その辺は。

○事務局 それについてはわからないんですけど。明確に申しますと、———が———のお父さんで———が———の息子さんなんです。———がその相談にいらっしゃっているので、いろいろ調べて来られているので、その点はもう十分確認された後だとは思んですけど。一応言っておきましょう。

○11番 11番、石田ですけど。今、やっぱりこの前、———でもあったんですけど、親とかおじいちゃんとか、おばあちゃんが農業やっていて、同じ内容で息子とかお孫さんとかが農業を始める場合、なかなか支援が得られるものがなくて、親と全く別のものをしないと新規就農の開始型に認定されていないんです。

この前も、———でサポートの案件があって、その方も親が米をやっていると。地域としては、米の担い手がほしいわけです。なので米をやってくれるのは本当は大歓迎なんですけど、ただ、主食用米を作るということじゃあ、新規就農の開始が借りられそうにそうにないということで、何とかそこをくぐり抜けられないかということで、支援がないと経営も厳しいので、飼料米をやるということで、今いろいろやっているところなんですけど。

その方の場合も、やっぱり農業を初めてすぐ経営大変だと思うので、もし、何かうまいぐあいにそれがもらえるような方法があればと思って、なければそういった事業を新たに作ってもらうとかいうのも一つの方法なのかなと思えますので、担い手育てていくほうからすれば。（発言する者あり）

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決いたします。賛成の方挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん説明お願いいたします。

○10番 10番、田村です。資料の5ページをお願いいたします。

議案39号の3は、所有権移転の申請です。現地確認及び申請者の聞き取りを8月2日に————には会えなかったのですが、父親の————に伺いました。それと譲渡人の————については、電話にて対応しました。現地は————より南方向に約400mの位置にあります。農業倉庫のすぐそばにあります。現地はずっと————の父親であります————が耕作しておられます。今後も上記の耕作は————と————はじめとした家族4人で行うとのことでした。

譲渡人の————ですが、今後とも耕作意思がないし、息子さんもないとのことでした。農地法3号第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず第1号の全部効率利用要件については、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況から見て、農地全てを効率的に利用できると思われれます。

第2号及び3号は該当しません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数については、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積要件ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されているので、転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の移動により周辺農地の農業上の効率かつ利用に支障を生じないものと考えております。

以上のことから農地法第3号2項各号に該当する許可要件を全てを満たしていると判断します。皆様の御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さんよろしく申し上げます。

○11番 11番、石田です。議案第39号の4の説明させていただきます。

説明資料7ページ、お開きください。

この案件は————にお住まいの————が所有されている農地を————が譲り受けられ

るということです。農地の場所については、——より300mぐらい下流側になります。この現所有者の——ですが、先代から相続を受けて以来、もう20年ぐらい一度も作られたことがないということで、農地確認したところ、除草剤が全面にまかれているような環境でした。この譲受人の——が現在この隣の田んぼを作られているんですけど、道がない田んぼを——のところの農地を通過して自分が作っている田んぼに入るようにすれば、とても耕作の都合上便利がいいということで、今回、取得して手前の——が、今所有されているところもコンベアを入れて管理をすれば、とても管理しやすいので、購入しようと思われたそうです。

現地、双方から聞き取りをしたんですが、——の農具の所有状況を見たところ、39.4の営農計画書7ページにあるとおり、一通りのものは揃っておりますし、自宅の目の前でもあります。米も現在しっかり作っておられて、農協に出荷されているということで、適切に利用していただけるのではないかと地元委員としては思いました。

以上のことから、何ら問題ないと思いますが、皆様方の御審議をお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決いたします。賛成の方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして、議案第40号、事務局説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書の3ページ、資料の9ページからになります。

議案第40号につきましては、農地法第4条の規定による許可申請が2件出されております。転用目的は長屋建住宅と太陽光発電設備が1件ずつです。

受付番号1、長屋建住宅です。農地区分は集団農地面積0.6haの農地でいずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号2、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積3.5haの農地で施行規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

以上、御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは1番、地元委員さん説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第40号の1は御自宅の近くにある土地なんですけれども、こちらのほうは御本人様が80歳ということで、もう御高齢で耕作されておりません。このたびそこをアパート、長屋建住宅を建てられるということの案件です。こちらの場所なんですけれども、——というところから、左100mぐらい東に上がったところになります。こちらのほうの現地確認とヒアリングを8月15日に行いました。現地確認のほうは事務局の方

と伺って、ヒアリングのほうは私一人で行いました。

ヒアリングで御自宅に伺ったんですけれども、御本人様がおられずに息子さんが対応していただきました。資料11にあるとおりで間違いはないということで、あそこにアパートを建てるという計画で間違いはないということで確認いたしました。

資料11ページにあるように、この農地区分は第2種農地です。ほかの土地で目的を達成することができない場合とかとなります。申請地は自分の畑の隣接地であり、農作業場としてほかでは目的を達成できないと思われま。

次に、一般基準ですが周りで農業されている感じではなかったもので、周辺の営農への支障もないと考えられます。許可基準を満たしていると思います。皆さんの御審議よろしくお願いたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いたします。

○8番 8番、古谷です。今の資料の13ページ、雨水の排水計画の中で農業用の用排水路というふうになっていますが、関係水利組合の説明がこれはされているのですか。

○事務局 今、申請者側に確認をしているんですが、まだ確認がとれていないです。確実に確認をとってから、県のほうに進達したいと思しますので、申し訳ございません。

○藤井会長 だから確認がとれなかったら、これはできないということで。

○事務局 そういうことですね。

○藤井会長 じゃあ、この作業よろしくお願いたします。

○事務局 わかりました。

○藤井会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 意見がないようですので採決に入ります。条件付ですけれども、賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 全員賛成ということで、1番承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん説明お願いたします。

○16番 16番、内田です。8月の10日に事務局が2名、三輪委員と私とで現地を確認させていただきました。現地は15ページのとおりなんです、市道沿いの——のちょうど対面、市道から80mぐらいのところに位置いたします。周辺一体は先ほど農地区分のころで3.5haとありましたが、ほとんどは耕作されておられません。

草刈りぐらいはされていますが、その3.5haのうち、2枚だけ水田が植え付けることができます。あとはどうにか草地は草ぐらいは刈ってあるような状況のところ、周辺はそういうような状況です。

翌日の8月の11日に——というんですが、もう80歳、お会いさせて御意向を聞か

せてもらいました。ちょうど当日はいらっしゃらなかったのですが、大変元気の良いおばあちゃん。毎年草刈りに十数万円かかっていたと。大変不満でもう維持できないというふうな状況なんです。ちょうど子どもさんも同居はされていないんですが、子どもさんが2人いらっしゃるんですが、その御意向もあって、今回太陽光をどうでもやろうというふうなことになったようでございます。

当然、この農地も長年耕作はされていません。借り手もなく、現状はセイタカアワダチソウ等に覆われております。

16ページの図面のとおりです。上部と、この下部には3面張りの大きな用排水路がある。これも十分な用排水があるんですが、——ルーターなんかで十分対応ができます。進入は自分の土地の宅地を通過して、この農地へ入るような、周辺の農地の段差は全くございません。設計図もこの北側に設置しています。南側はこうあけておくというふうな状況。

住宅は自分の家がありますので、太陽熱の反射はあまり影響ない。当たっても自分のところですよ。自分のところに住んではおられません。ひとり暮らし。当たるところは1棟、そこは長屋みたいになっています。反射熱も支障はないというふうに思っております。

3種農地になりますので、原則許可の農地です。ですから、防除計画についてもこの周辺は全部遊休農地ですから、問題もございません。段差もございません。支障はないということですが、皆さんのほうからの御審議をお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。

———の残った部分の進入路というのは、これも御自宅の敷地から入れるんですね。

○16番 はい。———というのがあります、16ページに。これが自宅なんです。住んではおられないんですけど、———というのが自宅なんです。ここは長屋兼空き地。住んではおられません。工事もこれを通して入る。自己所有の宅地を通過して進入されます。別にほかには問題はないと、金額をちょっと聞きましたけど、埋め立て等相当な金額がかかっている。36kWぐらい2,000万円ぐらいいうふうに、太陽光できると問題ですけども、おっしゃっていました。それでもやるそうです。

以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。2番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、許可いたします。

続きまして、議案第41号、事務局説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書の4ページ、資料の21ページになります。

議案第41号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が3件提出されております。

転用目的は自己用住宅が2件、排水路埋設が2件です。

受付番号1、自己用住宅です。農地区分は集団農地面積2.1haの農地でいずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号2、自己用住宅です。農地区分は集団農地面積14.1haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第33条第4号の集落接続です。開発許可申請準備中です。

受付番号3、排水路埋設です。農地区分は集団農地面積14.1haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第33条第4号の集落接続です。開発許可申請手続中です。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さんお願いいたします。

○5番 5番の井元です。議案第41号の1を御説明申し上げます。

この案件は5条の許可申請で使用貸借による所有権の設定でございます。まず場所なんですけど、資料の21ページ、———、———を出て、信号をすぐ左に下りたところでございます。現地については、8月10日事務局と吉本小委員長と私どもで確認にまいりました。この土地については、現状畑がありまして、貸出人は———、この方は、家を建てられる———の義理のお父さん。要は娘婿さんにあたります。御本人さんも10日の日に話を聞いてまいりました。まず、立地要件については、———ではございますが、主要道路に接しておりまして、建てられるところもバス通りに面しております。

それと、資料の中にも23ページにも書いてありますが、将来的には義父母の面倒をみたいということもございまして、ここは2種農地でございますが、ここしか目的を達することができる所がないということで、ほぼ可能というふうに判断しております。

それと一般基準につきましては、自己用住宅ということなんですけど、敷地面積もおおむね500m<sup>2</sup>以下、小さい土地がございますのでクリアしておりますし、建ぺい率も22%強ということで問題なかろうかと判断しております。

周辺農地への影響ということで、被害防除措置についても、污水等については合併処理槽から道路の側溝に流すことで、全く問題なかろうかと思っております。

———については、23ページにも書いてありましたように、現在、借家にお住まいで撤去を言われているということで、今度、お父さん、お母さんの面倒を将来的にみるということで建てることも確認していることで、本人さんには会えなかったんですけど、娘さんがおられたので、娘さんにそ

の旨を確認しております。

以上のことから、地元農業委員としては問題ないと思います。皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、承認いたします。

続きまして、2番、3番は関連ということで一括上程とさせていただき、地元委員、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。本案件は———所有の農地に、使用貸借による権利設定をして、御主人である———が家を建てるというものです。8月14日、会長及び事務局の方と一緒に現地確認に伺っていただき、そのままそのお隣に住んでおられるおばあちゃんの———さんにお話を伺いました。その翌日に娘さんの———にもお話も伺ったところです。

現地は27ページにございますけれども、———にあるんですけど、そこから北に上がって行ったところにあります。現在、畑のような状態になっておりまして、———がどうにかこうにか管理をされている状況でございます。ここの部分に本来所有者が———の54歳の方なんですけど、その方の御主人さんが家を建てられるということで、今回、条件としては、該当法令が集落接続ということで周りに家があるので確認中でございます。

農地の状況なんですけど、すぐ南側に何かすごい盛土をしてある農地がほかの方の名義の農地があって、将来そこが藪になるんじゃないかなと、結構心配はされておりましたけど。ほかの周辺に影響はないだろうと判断いたしました。

ここの現在管理しておられる89歳のおばあちゃんから、畑誰か作ってくれる人いないかということで、前々から私も個人的に何回か相談を受けているところでございまして、ちょうど今回、娘さん夫婦が家建てて住まわれると、その管理もしっかりしていただけるようなこともおっしゃっていましたので、農業委員としてもうれしいなと思った次第でございます。

事業計画書の31ページなんですけど、こちらのほうについては、排水路をきちんと、今、農地のそばを這わせて、以前の通路につなげているものでございます。なかなか通路につなぐ方法がないので、このような形になりましたということで、通路を埋めた後は盛土をして、元の状態に戻されるということです。

以上でございます。農業委員としては、問題ないかなと思いますので、皆様の御審議をお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりましたので、審議に入りますが、新しい委員さんも半分ぐらいおられますので、このケースなんか、基本的に第1種農地ですから、転用は難しいんですけど、ここに書いていますように、33号の4、集落接続によって許可が出るわけですけど、その件について、事務局に、新人さんにわかるように説明していただければと思っています。

○事務局 規則第33条第4号に該当ということで、こちらが集落接続というところで、連反している住宅に接続している場所、申請地を転用しようとするときに、その集団性を破壊しないということで、集落の一部、集落からにじみ出るような形で家が建つとか、違う用途に変更するという形で、その部分については、1種農地という厳しい制限がある所でもいいですよという例外規定の形になります。よろしいでしょうか。

○藤井会長 今の説明でよろしいでしょうか。御理解いただけましたでしょうか。わからないことあったら、また事務局に確認してください。

それでは審議に入ります。御意見のある方。3番の排水路のことも説明した。

○事務局 されました。

○藤井会長 御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたしました。

続きまして、議案第42号と43号を一括上程とさせていただきます。該当の委員さんがおられますので――。（発言する者あり）

○11番 5ページの一の下のやつ、1枚ほど――が借りられる予定で、機構のほうに直すように伝えてあるんですけど。7ページの1番です。5ページのほうで――が振興公社に貸し付けられるものは問題ないと思うんですけど、この中の1枚が――という、前は作ってあげていたんですけど、管理を――がしたほうがいだろうということで、――をお願いして作ってもらうようにしたので、これ直すようには言っているんですけど、聞いておられます。（発言する者あり）聞いてない。これは農政係の桑原君に……

○事務局 ちょっと確認します。

○藤井会長 そういうことなら同室にいて構いません。それでは、議案第42号と43号を一括上程し、事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書5ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第42号につきましては、平成29年8月26日公告予定の利用権設定の申請が13件提出されております。農地の集積面積は4万1,008m<sup>2</sup>でございます。内容としまして13件中、使用貸借の設定が5件、所有権の移転が1件、賃貸借権の設定が7件で、新規設定が11件、再設定が1件となっております。それぞれの計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えています。

続きまして、議案第43号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書7ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第43号につきましては、県で公告予定の利用権設定が8件です。内容としまして、議案第42号の番号6番から13番について、公社から貸し付けを行うものです。御審議のほどよろしくお願いたします。

○藤井会長 説明が終わりました。地元委員さん、意見を加える必要があると思われる方。

○8番 8番の古谷です。議案第42号のナンバー2からナンバー4、———が同事業3か月間使用対象とするとの申請でございますが、私が当初疑問に思ったことは、お米を作るのに、田植えから稲刈りまで通常は5か月かかります。この差はいったい要するのに3か月というのはちょっとおかしいなということで、実は8月10日にとにかく現地に行って確認しようということで、確認をしました。このナンバー1も———が借りておられますので、実際の農地の現状確認はナンバー1からナンバー4、この田の全部農地を確認したい。

たまたま、ナンバー4の———の農地と確認をしているときに、事務局の秋里さんと中司さんがちょうど来られました。ナンバー1からナンバー4の農地をいずれも水稻栽培がされております。ずっと、———のほうに連絡をとっていたんですが、8月16日にこの申請事業を確認したんですが、実は私自分の家で植える予定の田んぼの面積を自分の家で育苗していた苗が8反分ほどどうしても作れないという田んぼが出てきた。

それで苗がたくさん余ったので、この8反分植える農地を急遽探したということで、このナンバー1からナンバー4の田んぼを使って、ここに作付をしましたということでございます。

状況は以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようでしたら、審議に入りまして、御意見のある方はお願いしますと同時にこの件も新しい委員さん6番以降は同じことが議案第43号でも繰り返されているんですけども、その理由を。

○事務局 議案書の5ページをまず見ていただきまして、議案書の1番から5番、こちらがAさんからBさんという形で個人と個人の契約で相対という形の農業経営基盤強化法の利用権設定という形になります。

6番から13番まで、議案書の5ページ、6ページに書いてある番号6から13が一旦、やまぐち農林振興公社を通じて、Bさんに所有権や使用貸借権の権限が移転するという形で、公社を通すものと、通さないものという2種類があります。

基盤法に基づいて手続された利用権設定された場合、農地法の許可を得ることなく手続ができますので、結構こちらのほうが、フットワークが軽いというか、こちらの制度を利用される方も結構多くあります。

以上です。

○藤井会長 よろしいでしょうか。

○11番 11番、石田です。今回私が受ける予定の農地なんですけど。3畝から5畝とか1,297m<sup>2</sup>も実は2枚に分かれていて、あんまり見たことないんですけど。どうしても、こういうのも地域に残っていて耕作できなくて、誰かが受けた瞬間から赤字なんです。わかっているも受け入れる状況にあるわけなんです。そういうふうなものに対して、現場の担い手だけがそういう負担を背負うんじゃなくて、市としてもそこは考えていただきたいのと、そういったこともあるんだということを書いてやっていただければ、多少、農業関係の予算付くようにもなるのかなと思いますので、局長よろしく願いいたします。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。結局この1番はどうなりました。

○事務局 手続的には—————のほうに、機構には伝わっているという形で、あと内部的なフィードバックというところで、こちらには、まず伝わってなかったというところ。あとまずこの基盤法の18条第1項、5ページ、6ページに記載してある分は、農業委員会の決定を経て決めるという形があるんですが、次の7ページ、8ページ、第19条第3項というのが農業委員会意見を聞くということなので、こちらの7ページ、8ページについては、結構予定で入っていたりすることがあって、私が振興課からその状況を聞いたのが、予定で入っていたんですが、そのまま議案書に載せているというような形で、手続的には—————のほうで処理されているということが確認できました。申し訳ございません。

○藤井会長 じゃあ、今度はここは—————にということで、審議いただいて。

○事務局 お願いします。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので採決に入ります。議案第42号、議案第43号承認いただける方、挙手

をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第42号、議案第43号は承認いたしました。

議案は以上です。報告事項が55号から60号まででございます。目を通していただいて御意見のある方はお願いします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 ないようですので、これで議案審議は閉じたいと思います。

午後3時58分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 8月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員